

青森市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

1 制定理由

令和7年度の税制改正（給与所得控除の引き上げ）に伴い、国は第9期介護保険事業計画期間（令和6年度～令和8年度）の保険料水準を維持するため、令和8年度の賦課に限り、改正前の基準で所得を判定する特例（みなし課税）を設けた。

しかしながら、この特例を一律に適用した場合、「市民税は非課税であるのに、介護保険上は課税者とみなされる」ことで保険料が大幅に上昇するケースが発生することが判明した。

こうした制度上の不整合による不利益を解消し、適正な負担を維持するため、市が対象者を特定し、申請によらず職権で減免を行えるよう、所要の改正をするため制定するものである。

2 背景・経緯

(1) 税制改正と「国の特例」による影響

令和7年度税制改正により、給与所得控除の最低保障額が55万円から65万円へと引き上げられた。

これに伴う保険料収入の減少を防止し、第9期計画期間内の算定基準を維持するため、国は令和8年度の第1号保険料に限り、給与収入が55万1千円から190万円未満までの者を対象に、引き上げられた控除分（最大10万円）を合計所得金額に加算して判定する特例（みなし課税）を設けた。

(2) 「国の特例」による不利益の発生（課題）

当該特例を適用すると、ケース②のように市民税の非課税限度の範囲内で就労調整等（就労増収）を行い、本来であれば市民税の非課税が維持される者についても、この特例により、市民税が課税者としてみなされるため、昨年度よりも保険料段階（保険料額）が上がる者が生じることになる。

区分	令和7年度（改正前）	令和8年度（改正後）
ケース① （問題なし）	市民税：課税 介護保険料：第6段階（90,000円）	市民税：非課税 介護保険料：第6段階（90,000円） ※ <u>国の特例により据え置き</u>
ケース② （課題あり）	市民税：非課税 介護保険料：第1段階（23,300円）	市民税：非課税 介護保険料： <u>第6段階（90,000円）</u> ※ <u>国の特例により大幅に上昇</u>

(3) 市の対応（特例減免の実施）

介護保険法第142条の規定では条例で定めるところにより介護保険料の減免ができることとされているところ、国においては、市民税の非課税限度の範囲内で就労調整等を行った場合には、保険料の算定において、市民税非課税者として判定する保険料段階まで減免することができることとされた。

ケース②のように、「市民税は非課税であるのに介護保険料のみ課税者扱いとなり、負担が増加する」という不利益を解消するため、上昇した保険料を減免し、元の段階（第1段階等）に戻す措置を講じる必要がある。

【図解】特例減免が必要な理由（ケース②：就労調整で収入が増えた場合）

令和7年度（改正前）	就労調整 (収入増)	令和8年度 (特例減免なし)	特例減免 (市の対応)	令和8年度 (特例減免後)
収入：90万円		収入：100万円		収入：100万円
給与所得控除：55万円		給与所得控除：65万円		給与所得控除：65万円
所得：35万円(非課税)		所得：35万円(非課税)		所得：35万円(非課税)
↓		↓ 国の特例(みなし課税) ※最大10万円加算		↓ 国の特例(みなし課税) ※最大10万円加算
介護保険料 第1段階 (23,300円)		介護保険料 第6段階 (90,000円) ※大幅アップ		介護保険料 第1段階 (23,300円) ※元の段階に戻す

3 改正内容

本市においては、現行条例では減免に申請を要することとしているが、国から、今回の特例減免に関し、申請・認定に係る事務負担を軽減するため、申請によらず職権により減免を行うことが可能と示されたところであり、市長が特に認める場合には申請によらず減免を行うことができるよう見直すものである。

4 施行期日

公布の日

青森市介護保険条例（平成十七年青森市条例第二百四号） 新旧対照表

改正後	改正前
<p>第一条～第十条 [略]</p> <p>(保険料の減免)</p> <p>第十一条 市長は、前条第一項各号のいずれかの理由により、その納付すべき保険料を納付することができないと認めるときは、第一号被保険者の_____納付することができないと認める金額を限度として、その保険料を減免することができる。ただし、当該第一号被保険者、その属する世帯の世帯主及び当該第一号被保険者の配偶者の前年(一月から三月までの間にあつては前々年)中の地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第二百九十二条第一項第十三号に規定する合計所得金額(略)の総額が千万円を超える場合は、この限りでない。</p> <p>2 前項の規定により保険料の減免を受けようとする者は、納期限までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。<u>ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>一 第一号被保険者及びその属する世帯の生計を主として維持する者の氏名及び住所</p> <p>二 減免を受けようとする保険料の額及び納期限又は当該保険料の徴収に係る特別徴収対象年金給付の支払に係る月</p> <p>三 減免を必要とする理由</p> <p>3 [略]</p> <p>第十二条～第十八条 [略]</p> <p><u>附 則</u> <u>(施行期日)</u> <u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>	<p>第一条～第十条 [略]</p> <p>(保険料の減免)</p> <p>第十一条 市長は、前条第一項各号のいずれかの理由により、その納付すべき保険料を納付することができないと認めるときは、第一号被保険者の<u>申請によって、その</u>納付することができないと認める金額を限度として、その保険料を減免することができる。ただし、当該第一号被保険者、その属する世帯の世帯主及び当該第一号被保険者の配偶者の前年(一月から三月までの間にあつては前々年)中の地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第二百九十二条第一項第十三号に規定する合計所得金額(略)の総額が千万円を超える場合は、この限りでない。</p> <p>2 前項の規定により保険料の減免を受けようとする者は、納期限までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。<u>_____</u></p> <p>一 第一号被保険者及びその属する世帯の生計を主として維持する者の氏名及び住所</p> <p>二 減免を受けようとする保険料の額及び納期限又は当該保険料の徴収に係る特別徴収対象年金給付の支払に係る月</p> <p>三 減免を必要とする理由</p> <p>3 [略]</p> <p>第十二条～第十八条 [略]</p>